国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年１０月２３日
中 部 地 方 整 備 局

『公共工事発注者支援機関(土木、建築)』の認定に係る公募のお知らせ

「品質確保に関する推進協議会」では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、「公共工事発注者支援機関評価制度」により「発注者支援のための発注関係事務を適切に実施することができる者」の評価・認定を行っています。

このたび、この公共工事発注者支援機関の認定に係る公募を、下記のとおり実施します。

記

●申請書の受付期間

令和８年１０月２３日(金)１４時 ～ 令和８年１１月１８日(水)１６時まで

●申請に必要な書類・提出方法等

「公共工事発注者支援機関認定に係る公募及び認定要項」による
（ホームページに掲載）

●「公共工事発注者支援機関認定に係る公募及び認定要項」は、ホームページで公開しています

■中部地方整備局ＨＰ 公共工事の品質確保に関するページ「発注者支援業務等の認定について」
https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/shienkikan.htm
■岐阜県ＨＰ 土木分：公共工事発注者支援機関(土木)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/99771.html
建築分：公共工事発注者支援機関(建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/324957.html
■静岡県ＨＰ 公共工事発注者支援機関(土木、建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/1066938/1029051.html
■愛知県ＨＰ 公共工事発注者支援機関(土木、建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/sienkikan.html
■三重県ＨＰ 公共工事発注者支援機関(土木、建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/index.htm

※各県、同じ内容・同じ時期で公募をしています。また、申請要件・様式を統一しています。

１.添付資料　参考資料：発注者支援機関の評価制度について

２.配 布 先　中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重第二県政記者クラブ

３.問合せ先　品質確保に関する推進協議会事務局
（国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課）
技術管理課長 岩田 明、建設専門官 大鷲 浩己
TEL ０５２－９５３－８１３１

発注者支援機関の評価制度について

参考資料

『公共工事発注者支援機関の評価制度』の概要

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第22条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者（発注者支援機関）を活用しようとする場合において、国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、「品質確保に関する推進協議会」により公共工事発注者支援機関評価制度を平成26年12月17日に設立し、発注者支援機関として、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等）を適切かつ公正に行うことができる者としての条件を備えているか評価要件を用いて評価し、認定を行っている。

【評価要件】
①発注関係事務を適正に行うことができる知識経験
②法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制
③その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

【品質確保に関する推進協議会】
・学識経験者
・国土交通省　中部地方整備局
・岐阜県　静岡県　愛知県　三重県
名古屋市　静岡市　浜松市

（認定期間は評価の翌日より3年後の年度末。継続は再度評価が必要）

品質確保に関する推進協議会

＜評　価＞

発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者

認定

認定　発注者支援機関（R6．1現在）

〇認定機関［土木］
（公財）岐阜県建設研究センター
（公財）愛知県都市整備協会
（公財）三重県建設技術センター
（一社）中部地域づくり協会
（一社）ふじのくにづくり支援センター

〇認定機関［建築］
（公財）岐阜県建設研究センター
（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
（公財）三重県建設技術センター
（一社）中部地域づくり協会

※R6.1.23認定

活用

地方公共団体
地方公共団体
地方公共団体

ー発注者支援機関の評価・認定手続きー

評価・認定手続き
①協議会委員（整備局・県）は、関係市町村支援の状況を踏まえ、認定候補機関の募集を行う。
②募集を実施した者は、認定候補機関を協議会に推薦する（必要に応じて推薦の審査を行う）。
③協議会は推薦を受けた認定候補機関を、評価要件を用いて評価し、適切と認められる場合は、「公共工事発注者支援機関」として認定する。（認定期間は、評価の翌日より3年後の年度末とし、継続する場合は再度評価を必要とする）

公共工事発注者支援機関の評価・認定手続きフロー

